

「どうする食品表示(第3回)院内学習会」の報告

特定非営利活動法人 食品安全グローバルネットワーク 事務局長 中 村 幹 雄

食品表示法が施行されて、約2か月経過した6月11日、参議院議員会館1階講堂において、「どうする食品表示(第3回)院内学習会：施行された食品表示法への対応をめぐって」を、消費者や事業者約200人の参加を得て開催しました。安井美沙子参議院議員、梅村さえこ衆議院議員、徳永エリ参議院議員、清水忠史衆議院議員、福島伸享衆議院議員、近藤昭一衆議院議員、篠原孝衆議院議員、大西健介衆議院議員、福島みづほ参議院議員の9名の国会議員からご挨拶いただきました。その他、複数の国会議員や10名程の国会議員秘書、消費者委員会事務局、消費者庁からもご参加いただき、大変盛況でした。

1 消費者アンケート報告

WEBによる調査結果(調査期間：5月20日～22日、有効回答数：1,056人)では、食品表示法を「知っている」14%に対し、「知らない」86%と圧倒的に多くの国民が知らず、食品関係者でも17:83とほぼ同様であり、周知されていないことは明白である。表示の責任については、「製造者が負う」84%に対し、「販売者が負う」16%、しかも、「固有記号」の反対者は78%であった。国民の意思是、「製造者が表示責任を負い、固有記号による表示は認めない」である。食品関係者ですら、65%が固有記号に反対している。このアンケート結果については、別途発表する予定です。

2 「消費者の希望・要望」—山根香織さん(主婦連合会)

要望は、次の通りです。

- ・一元化の議論スタートから既に4年が経過。ここから更に5年の経過措置期間は長過ぎる。直ちに新ルールへ移行すること。

- ・付帯決議に、「積み残しの問題については法成立後に速やかに着手」とある。スピード感を持って進めること。
- ・原料原産地表示は、新法に基づいた、拡大のための新しいルール作り、消費者に誤認を与えない産地表示のあり方について速やかに議論を始めること。
- ・遺伝子組換え表示は、義務対象食品と表示方法、また意図せざる混入率についての改善、検討を急ぐこと。
- ・食品添加物表示では、一括名、簡略名などを見直すこと。
- ・こうした検討が、海外の進んだ事例を参考にしながら、消費者を代表する委員と、情報開示を積極的に実践している事業者により速やかに開始されること。
- ・虚偽・誇大・不適切な広告を厳しく取り締まること。表示で禁止されることは当然広告でも禁止されるべきであり、広告が消費者へ不利益を与えないよう整備すること。
- ・輸入食品のいわゆる水際の表示の監視体制を強化し、検疫所でしっかり監視・指導がなされるよう、必要な措置を講じること。
- ・申出制度においては、期限を定め、申立者への結果報告を義務とすること。
- ・食品事業者に求められるのは、情報を消費者に開示するという基本姿勢。それを支えるために食品トレーサビリティ法といったものの制定にも取り組むこと。
- ・機能性表示食品制度は抜本的に見直すこと。
- ・消費者の権利に応えてどう表示させるのが良いか、それをベースに速やかに今後の議論を進めること。

3 生鮮食品について—立石幸一さん（全国農業協同組合連合会）

生鮮食品と加工食品の区分の矛盾（問題点）を指摘しました。区分の「加工」は「新しい属性の付加」を意味するが、カット野菜における同種混合（キャベツ+赤キャベツ）は生鮮食品、異種混合（キャベツ+レタス+ピーマン）は加工食品とされる。魚も同様で、一種類の魚であれば生鮮食品、複数の種類の魚であれば加工食品とされ、消費者には大変分かりにくい制度であると指摘しました。

原産国表示については、生鮮食品の「原産地表示」の義務化は、JAS法（農林物資の規格化および品質表示の適正化に関する法律）で行ったことから始まった。また、加工食品の原産地表示の適用に関しては、原産地に由来する原料の品質の差異が加工食品としての品質に影響を与えるとの要件が課された。消費者庁食品表示規準Q&Aによると、食品表示基準第3条第2項において、輸入品にあっては、原産国名を表示することを義務付けており、製品輸入されたもの、国内で小分けし容器包装した製品、国内で詰め合わせした製品が、原産国表示の対象とされ、「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施される場合は、原産国表示の対象外とされる。しかし、諸外国にも見習って、現行の義務対象品目の品質を条件とした選定要件を撤廃し、それに代わる新しいルール原案を消費者庁が作成して早急に討議すべきと指摘しました。

最後に、「米国は、2011年、『食品安全強化法』を策定し、FDA（食品医薬品局）の権限を強め、輸入品に対しても国内同様の規制を強化し、韓国も同様に2016年2月に施行予定の『輸入食品安全管理特別法』を制定し、国民の健康と安全を守る仕組みを政府が作り、同等の基準を輸入品にまで求めてきている。しかし、わが国はそもそも自国の基準が甘い中で、海外と同様の強い規制を輸入品に課すことができず、又、『情報開示』が十分に進んでいない実態の中、海外の異なる規制に対応できず、輸出もままならない状況となっている。そろそろ食品表示も、ガラパゴスからの脱

却を！」と訴えました。

4 加工食品について—鬼武一夫さん（日本生活協同組合連合会）

事業者の判断による部分として栄養成分表示がある。生協は、1980年から取り組んできた。食品表示法における栄養成分表示の設定方法については表示値を得る方法として分析値に加え、合理的な推定方法に基づく「計算値」「参照値」又はこれらの併用値を用いることができる。非感染性疾患（NCD）予防の観点から正確な表示値を確保する努力をするべきとの考え方から、コープ商品においては栄養成分等の含有を求める際には栄養成分表示しようとする食品の分析値を基本とする。しかし、分析値であっても、個体差や季節間差が著しく、数値のばらつきが大きな食品については参考値として「この値は目安です」等の合理的な推定により得られた値であることを表示する。

- ① 栄養強調表示したものについて栄養素等表示基準値に占める割合を表示。
- ② 全ての表示値に栄養素等表示基準値に占める割合を表示。

また、アレルギー表示についても、力を入れており、アレルゲンの検査も年間1,700件を実施している。全商品のアレルゲンをリスト化し、会員生協向けに情報提供をしている。日本生協連は、1982年6月に表示の原則を明確にした。

- ① 商品の内容物と特性を正しく伝える表示。
- ② 組合員が商品を選ぶときに役立つ表示。
- ③ 組合員が利用しやすい表示。

私たちは、機能性表示食品の制度に限らず、引き続き食品表示法の問題を取り上げ、集会、セミナー、懇談会、ロビー活動を通して、消費者の権利が実現できる食品表示制度を目指していきたいと思っています。

（作成：2015年6月20日）